

第43回京都市食の安全安心推進審議会

1 開催日時

令和8年1月29日（木） 午前10時から午前11時30分まで

2 開催場所

京都市役所 本庁舎1階 第1・2会議室

3 出席者（敬称略）

委員9人、事務局5人

会長 谷 史人

副会長 山本 芳華

委員 印藤 嘉基

〃 岡田 博史

〃 小野 善三

〃 下田 唯

〃 土田 美咲

〃 八尋 錦之助

〃 横山 長尚

保健福祉局医務担当局長、京都市保健所長

池田 雄史

医療衛生担当部長

南 秀明

〃 医療衛生推進室医療衛生企画課食品安全担当課長

西原 和美

〃 食品安全係長

西上 祐子

〃 食品安全担当

岡田 有紀

4 次第

(1) 開会

(2) 京都市挨拶

(3) 議事

第4期京都市食の安全安心推進計画（案）に関する意見募集の結果について

(4) 答申

「第4期京都市食の安全安心推進計画の策定について」に関する答申について

(5) 閉会

5 会議録

(1) 第4期京都市食の安全安心推進計画（案）に関する意見募集の結果及び答申案について、事務局から資料1-1、資料1-2及び資料2に基づき説明し、以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

先ほど事務局から説明があった資料1-1と最終的に資料2について、委員の皆様から御意見はあるか。

資料1-1については、パブリックコメントで寄せられた意見について、京都市の方で丁寧に精査していると思うが、何か質問はあるか。

○委員

資料1-1の13番における京都市の考え方で、衛生管理の指導啓発と記載しているが、インターネットを介して京都市に入ってくる食品について、物を受け取るのは消費者であり、啓発だけでいいのか。京都市が無作為に取り寄せて抜き取り調査をすることはしないのか。

●事務局

流通する食品は基本的に製造販売する事業者が責任を負うことになる。市内でインターネット通販をする事業者に対しては、表示事項や衛生管理の指導啓発は行っているところである。他の自治体においても製造所を管轄するところが指導を行っている。ネット販売で買った食品について、申し出を受けることがあるが、表示事項に製造所は記載しているため、製造所を管轄する自治体に調査を依頼する仕組みになっている。

○委員

多くの意見が出ている。資料1-2を見ると、市民の方の関心が高さの濃淡が出ている。恐らく言葉の問題だけだと思うが、重点施策1「外国人従業員への衛生指導に係る効果的な取組」について、賛否両論がある。あくまで「指導に係る」と言っているため、指導する人に対してという意味が強いと思う。外国人従業員という言葉だけが出てきているが、本当のニュアンスは「への」ではなく「を含む」という形である。日本人に関しては実施済みであり、それにプラスするという意味が分かるような形であるとよかったと思う。また、アドバイスのような意見が多いため、これから運用していく中で生かしていくことができればよいと思う。ただ、重点施策1は言葉使いにより誤解を招きがちかつ人権的などころまで及ぶ危うさがあり、取扱いをどのようにするかを今後の運用を含めて考えるといい。

●事務局

おっしゃるとおり、従業員の衛生教育についてはこれまでから日本人も外国人も関係なく対象としている。外国人従業員が増えてきているという背景から、衛生教育をする中で言語違いという部分を補完していくという表現ができていなかった。そのため差別として捉えられることがあるということをおのこの御意見で我々も気付いた。今後、運用していく際、そのように受け取られないよう、日本人であっても衛生教育が必要ということ、日本語を聞く・話す・読むことが難しいと事業者が従業員に衛生知識を行うことが難しいところに行政も加わって支援を進めていく。そういう取組であることが伝わるよう配慮していきたい。先ほど事務局から報告させていただいたとおり、今後の検討の参考となる意見が多く、貴重な御意見であり、取組を進めていく中で大切にしていきたい。

○委員

答申案(資料2)12ページの「外国人従業員への衛生指導に係る効果的な取組」のところで、言葉のニュアンス、伝え方の問題で、「考え方や文化の違い」と記載しており、このような文言が差別的と捉えられる可能性があるため、「言語の違い」や「言語の壁」のような文言を強調した方がいいのではないかと。赤字で重点施策と記載しており、目に付きやすい箇所である。

●事務局

「言葉の壁」とパブリックコメントの回答で使用しており、コミュニケーションの取りにくさは言葉の壁によるものだと考えられるため、この箇所の表現は「言葉の壁」や「言語の違い」という表現に変更するということがかか。

○委員

もし、施策名「外国人従業員への衛生指導に係る効果的な取組」そのものを変更することが難しければ、「外国人従業員への」を「外国人従業員を含む」とする等、外国人従業員だけではなく、日本人従業員と同じレベルでというニュアンスが含まれるような説明文を追加するだけでもパブリックコメントへの回答になるのではないかと。

○委員

そもそも食中毒が発生した原因が、外国人従業員が十分理解していなかったというようなエビデンスはあるのか。実際の事例はどうか。

●事務局

今のところそのような事例はないため、そのようなことがあるかどうかも含めて事業者にアンケートを実施しているところである。

○委員

コミュニケーション不足により食中毒発生までには至らなかったが危ないことがあった等のエビデンスがあれば、対策を強化したいというのは理解できるが、そういうことが分からないと外国人も日本人も変わらないということになるため、その辺りをしっかり調査してもらいたい。

●事務局

製造業の方々からは外国人従業員は増えている中、手袋着用の意識の説明が難しい等の声は実際にうかがっているところである。外国人従業員が増えているのは事実であるため、何か支援ができないか取り組むものである。実態についてアンケートを実施し始めたところであり、時代に即した教材が作れるように取り組んでまいらる。

○委員

単純な疑問だが、検討する意見は100以上あるが、どういうプロセスで実行に移す段階で参考にしていくのか。また、パブリックコメント用のリーフレットを見て市民の皆様は意見を出していると思うが、リーフレットに書かれていることに対する意見が多い。リーフレットに書かれていることは重要であり、そのことに関する意見が多いのはいい事ではあるが、冊子を見ていない人もいると思うため、意見募集の方法も考えられることがあるのではないかと。

●事務局

パブリックコメントに関しては、ほとんどがホームページの意見募集フォームによる。ホームページには計画案全体もリーフレットも見られるようにしており、恐らくほとんどの方が簡略版を見てお答えいただいていると推測する。参考にする御意見は多岐に渡るため、どのように参考にしていくか一言で申し上げるのは難しいが、全体版（資料1-2）には記載している。こうあったらいいのという要望的な御意見は監視指導していく中で参考にさせていただくものが多い。

○委員

質問ではないが、資料1-1の14番に「外国人への情報提供には言葉や文字よりピクトグラム」と記載しているが、もう一つの重点施策は小中学生等を対象としており、確かにこういう方々にピクトグラムは有効であり、重要な意見であると思う。こういったものを考えてもらうよう依頼することは可能なのか。

●事務局

おそらくピクトグラムは文字を使わず意思を伝える、目で見て判断できることをおっしゃっていると考えるが、衛生教育を一つの絵で伝えることは難しいため、ピクトグラムも含め、例えば、動画や写真等目視で判断できるもので啓発することは今後の検討とさせていただく。

○委員

複数のSNSという意見もあるが、インスタグラムやXを利用することは一手なのか。

●事務局

どのSNSを利用するかは今後検討していく。

○委員

個人的な話だが、SNSを活用しているが、素人がSNSに手を出すと大変である。インスタグラムで見てもらえる投稿は変化が激しく、内容よりどう発信していくかに注力することになる。SNSを理解している人が発信することによって見てもらえるという側面がある。アウトソーシングした方がいいという意見は最もだと思う。SNSを使ったら必ず多くの人に見てもらえるのではなく、分析が必要な分野であると感じている。

○委員

重点施策3「小中学生等を対象とした食中毒予防啓発」について、パブリックコメントでも違和感を持っている方がいるが、理由を考えると、小中学生等を対象とした食中毒予防という目的に対して、カンピロバクターというところに入ってきており、小中学生とカンピロバクターが紐づかないのではないか。小中学生等を対象とした食中毒予防という目的であるならば、もっと身近な手洗いかからノロウイルス予防や、O157予防といったところから入った方が、より小中学生に結び付くのではないか。食中毒に占めるカンピロバクター食中毒の割合が多いのであれば、小中学生というよりも食中毒そのものの件数を減らすことが目的になるのではないか。

○委員

観光業に関して、観光客で明らかに食中毒と判明した事例はあるのか。ある場合はその原因は何であるか。

●事務局

今年度、修学旅行生の食中毒事件が発生している。大量調理で発生しやすいウェルシュ菌が原因で患者数は109名である。

○委員

委員の皆様、貴重な意見に感謝する。まとめると、答申案は大筋問題ないが、「外国人従業員への衛生指導に係る効果的な取組」について、表現を修正した形で答申書とする方針でよろしいか。修正案は会長副会長に一任いただけるのであればその方向で進めさせていただくが、よろしいか。

○委員一同

異議なし。

(2) 「第4期京都市食の安全安心推進計画の策定について」に関する答申について

○委員

昨年6月に京都市長から諮問いただいた第4期京都市食の安全安心推進計画の策定について、

本日、答申として審議会から提出させていただく。

(3) その他

○委員

この場で話し合っておけばいいこと等はあるか。

○委員一同

特になし。

○委員

本日の議題についてはここまでとする。議論に感謝する。

(以上)